

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のための適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。
- (4) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の努力への配慮等

法人住民税法人税割の交付税原資化については、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

また、この措置は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、この措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある措置とすること。

さらに、国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3. 固定資産税の安定的確保等

- (1) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サー

ビスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (2) 多岐にわたる非課税及び課税標準等の特例措置については、政策効果等を十分検証し、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から、廃止・縮減も含めて見直すこと。
- (3) 商業地等に係る負担調整の据置措置等については、令和3年度の評価替え時において、近年の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、負担の公平化等を図る観点から見直すこと。
- (4) 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、引き続き家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。

4. 軽自動車税等の確保

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

5. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

6. 森林環境税及び森林環境譲与税の周知等

令和2年度から森林環境譲与税が増額されるとともに、今後、令和元年度の活用状況が公表される中において、国においては、森林が果たしている公益的機能について、広く国民に周知・広報を行うこと。

また、令和6年度からの森林環境税は市区町村が個人住民税均等割の枠組みを用いて賦課徴収を行うことから、非課税限度額の設定や減免のあり方などの政令の制定に当たっては、課税実務が円滑に進むよう十分留意するとともに、システム改修等に要する経費については、十分な財政措置を講じること。

さらに、森林環境譲与税の譲与基準については、各市区町村の活用状況などを踏まえ、必要な検討を行うこと。

7. 国際観光旅客税収の地方への配分

国際観光旅客税については、これまでも地方団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方団体に配分するよう検討すること。

8. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等においては、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

9. ふるさと納税制度の改善

ふるさと納税については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税から控除するのではなく国税で対応するなど、制度の改善を図ること。

10. 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

大都市等は、事務配分の特例により都道府県から移譲されている事務・権

限を担っているが、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

11. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 法人住民税の中間納付制度による還付加算金については、都市自治体への財政負担が大きい。このため、金融情勢を踏まえた利率に見直すこと。
- (2) 都市自治体において外国人労働者への課税及び徴収が適切に行うことができるよう、制度的枠組みを構築すること。

12. 地方税務手続のデジタル化・効率化

- (1) 令和元年10月に導入された地方税共通納税システムをはじめとする地方税の電子化については、すべての都市自治体が円滑に推進できるよう、システム構築や安全性の向上等に必要な支援や十分な財政措置を講じること。
また、地方税共通納税システムの利用促進を推進すること。
- (2) 基幹税務システムの標準化については、税務事務の負担軽減・効率化を図るうえで重要であることから、地方団体の実情等を踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- (3) 国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。
また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム改修等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。

13. 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。